

東日本ユニオン

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部

# 2017年末手当NEWS

2017年10月23日 No.5

## 働く者の要求を勝ちとるために 共同行動要請を行う

「2017年度 年末手当の取り組み」をすべてのJR労働者が力を合わせて闘い、要求満額を勝ちとるべく、私たち東日本ユニオンはJR東労組、国労東日本、ジェイアール・イーストユニオンの3労組に対して直接、共同行動の要請を行いました。

1. 各機関開催の職場集会等への相互参加
2. 本部交渉団に対する相互支援、激励行動、情勢学習等
3. 各機関における共同の情報発行と同時掲出等



「過去最高」を更新し続ける会社業績に比して、現場で汗し働く者の生活は「住環境制度」の変更や生活必需品の相次ぐ値上げなど、厳しくなるばかりです。

本来ならば、会社は月例賃金で十分に社員の生活を保障すべきです。しかし、2017春闘時の賃上げ分をもってしても、生計費の負担増などには対応できず、社員は「やむなく期末手当を生計費の一部に充てなくてはならない」という実態もあります。

労働組合と会社が締結している「労働条件に関する協約」の第22章「期末手当」、第371条「支給額」には「期末手当の支給額は、次の算式により算定して得た額とし、基準額については、交渉して決定する」と謳っています。※算式：基準額×(1-期間率±成績率)＝支給額

このように期末(夏季+年末)手当の支給額は、労働組合と経営側との交渉によって決定します。決して「会社からもらうもの」ではなく、労働組合が会社と闘って勝ちとるものなのです。現場で汗し働く者の要求を勝ちとるために、すべてのJR労働者が力を合わせ、その力を経営側に示していきましょう。

## 職場から労働組合の枠を越えて 年末手当の取り組みをつくりだそう!